



行橋市告示第94号

行橋市公益通報に関する要綱を次のように定める。

令和8年9月15日

行橋市長 工藤政宏



行橋市公益通報に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく公益通報に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 労働者等 法第2条第1項に該当するものをいう。
- (2) 公益通報 労働者等が法第2条第3項に定める通報対象事実（以下「通報対象事実」という。）に関し、当該通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限を有する市の機関に対して行う同条第1項に定める公益通報をいう。
- (3) 所管課 市の機関のうち、通報対象事実についての処分等に係る事務を所管する課又は室をいう。

(総括通報責任者及び通報相談窓口)

第3条 市に対してなされる公益通報への対応に関する事務を総括するため、総括通報責任者を置き、総務部長をもって充てる。

- 2 公益通報への円滑な対応を図るため、総務部総務課に通報相談受付のための窓口（以下「通報相談窓口」という。）を置く。
- 3 公益通報に関連する相談を受けたときは、所管課を案内する。

(公益通報の受付)

第4条 所管課は、公益通報と認められる通報を受け付けたときは、通報をした者（以下「通報者」という。）の秘密保持に配慮のうえ、通報者の氏名及び連絡先並びに通

報対象事実の内容その他通報に係る事項を公益通報書（様式第1号）に記録する。

（受理・不受理の通知）

第5条 所管課は、前条の規定により受け付けた通報を公益通報として受理するか否かを遅滞なく決定し、その受理又は不受理について、公益通報受理（不受理）通知書（様式第2号）により通報者に通知しなければならない。この場合において、当該通報が次のいずれかに該当するときは、受理しないことができる。

- （1）不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的による通報であると認められるとき。
- （2）通報の内容が具体性を伴わず、不分明であるとき。
- （3）通報の内容が虚偽であることが明らかであるとき。
- （4）伝聞に基づく通報であり、通報の内容について信ずるに足りる理由が認められないとき。

2 所管課は、受け付けた公益通報と認められる通報が、市の機関が処分又は勧告等を行う権限を有しないものであるときは、通報者に対し、処分又は勧告を行う権限を有する行政機関を通報者に教示しなければならない。

3 所管課は、公益通報者が特定できない場合その他やむを得ない理由がある場合、公益通報書にその理由を付すことにより、第1項の規定による通知を行わないことができる。

（調査の実施等）

第6条 所管課は、受け付けた公益通報と認められる通報が、市の機関が処分等の権限を有するものであるときは、通報者の秘密保持に配慮のうえ、速やかに、通報対象事実についての調査を行うとともに、調査の実施、結果の通知方法等について、通報者に連絡するものとする。

2 所管課の職員のうち通報対象事実に関して特別の利害関係を有するものは、当該通報対象事実についての調査に関与することができない。

3 所管課は、調査対象者その他の利害関係人の営業上の秘密、信用、名誉、プライ

バシー等に配慮のうえ、適宜、通報者に第1項の調査の進捗状況を報告するものとする。

(調査結果の通知等)

第7条 所管課は、前条第1項の調査が終了したときは、速やかに、その結果を公益通報調査結果通知書（様式第3号）により通報者に通知するものとする。

2 所管課は、通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

3 所管課は、前項の措置を講じたときは、遅滞なく、その内容を公益通報是正措置通知書（様式第4号）により通報者に通知しなければならない。

4 第5条第3項の規定は、第1項の規定による調査結果の通知及び前項の規定による是正措置の通知について準用する。

(対応結果の報告)

第8条 所管課は、公益通報への対応を完了したときは、通報相談窓口へ公益通報結果報告書を提出するものとする。

(協力及び連携)

第9条 市の機関は、市の機関以外の行政機関が実施する公益通報に基づく調査に対する協力の要請があったときは、正当な理由がある場合を除いては、当該要請に応じ、必要な協力を行うものとする。

2 複数の市の機関が関与する公益通報については、当該市の機関が連携して調査を行い、措置を講ずることにより、相互に協力して対応を行うものとする。

(情報の保護等)

第10条 通報相談窓口及び所管課は、通報者に関する情報、調査により取得した調査対象者その他の利害関係人に関する情報等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に取り扱わなければならない。

2 通報相談窓口及び所管課は、公益通報への対応のために作成し、又は取得した文

書については、行橋市文書規程（平成12年3月行橋市訓令第1号）に基づき、適正に管理しなければならない。

（公益通報以外の通報）

第11条 通報相談窓口は、公益通報以外の通報相談があったときは、必要に応じ、所管課に情報提供を行うものとする。

2 所管課は、前項の通報相談が事業者の法令遵守の観点から公益通報に準ずると認めるときは、第4条から前条までの規定に準じ、当該通報相談を処理するものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか公益通報に関する通報への対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年9月24日から施行する。

公益通報書

受付日	年 月 日	受付者			
通報手段	☐ 窓口 ☐ 郵送 ☐ FAX ☐ 電子メール ☐ その他				
通報者	事業者名		氏名		☐ 匿名
調査結果通知	☐ 希望する	連絡手段	☐ 文書 ☐ 電話 ☐ 面談		連絡先
	☐ 希望しない		☐ その他（ ）		
通報内容	通報対象事実	☐ 生じている ☐ 生じていない			
	いつ、だれが、どこで、何が（を）、どうしたのか等 詳細を記入すること				
通報の内容となる事実を知った日		年 月 日頃	被通報者との関係		
内容を知った経緯					
通報理由					
他に内容を知る者	☐ 有	☐ 職員	(部署)	氏名	
	☐ 無	☐ その他			
相談者	☐ 有	☐ 職員	(部署)	氏名	
	☐ 無	☐ その他			
通報を証明する資料の有無		☐ 有	☐ 無		
☐	受理・調査時期	受理決定の日付	年 月 日 受理		
		調査期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
		期間未定の理由			
☐	不受理	理由			
受理・不受理決定通知日		年 月 日	調査結果通知日	年 月 日	
是正措置通知日		年 月 日	備考		

第 号
年 月 日

様

行橋市長

印

公益通報受理（不受理）通知書

年 月 日付であなたから受け付けた通報については、下記のとおり決定しましたので、行橋市公益通報に関する要綱第5条第1項の規定により通知します。

今後、通報内容を基に調査を実施し、調査結果がまとまるまで か月程度要する見込みです。

記

1 通報内容

2 結果

公益通報として受理し、通報内容について調査を行います。

次の理由により、公益通報とは認められないので、不受理とします。
(不受理の理由)

※ 特記事項

本通知に係る秘密は保持されます。

調査終了後は、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等の保護に支障がない範囲において、調査結果を通知します。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

行橋市長

印

公益通報調査結果通知書

年 月 日付で通報のありました件につきまして、行橋市公益通報に関する
要綱第7条第1項の規定により次のとおり通知します。

通報の概要			
調査期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
調査方法	☐ 通報者からの情報収集 ☐ 通報者から紹介があった者からの情報収集 ☐ 関係課等及び関係者への任意調査 公開文書等関係書類からの情報収集 ☐ その他（ ）		
調査結果	通報事実	☐ 事実あり ☐ 事実なし	
	是正措置	☐ 必要あり ☐ 必要なし	
その他	(特記事項) 本通知に係る秘密は保持されます。		

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

行橋市長

印

公益通報是正措置通知書

年 月 日付で通報のありました件につきまして、是正措置を講じましたので、行橋市公益通報に関する要綱第7条第3項の規定により次のとおり通知します。

通報の概要	
是正措置の内容	